

2005年度訪欧団報告

日本知的財産協会
欧州訪問団*

目次

1. はじめに
2. 訪欧団の構成
3. 日程および訪問先
4. 訪問先での会議などの内容
 - 4.1 WIPO
 - 4.2 EPO
5. おわりに

1. はじめに

三極ユーザ会議が昨年2月から実質的にスタートし、明細書の統一、特許制度の統一等、出願人にとって、より使い易い世界特許制度を内外関係機関に提言するに到っている。また、三極ユーザの提言に対する各極の特許庁との議論は基本的には対応する地域のユーザ団体から行うようにしているのが現状である。これに対して三極の特許庁、世界知的所有権機関（以下、WIPOと称す）も、メジャーな出願件数を保有する世界のユーザ団体として、三極ユーザ会議からの提言を真摯に受け止めていただきご対応を頂いている。これらは、当協会が過去隔年で訪欧団、訪米団を企画し、特に欧州にあっては、2003年11月迄に欧州、PCT事情を直接欧州特許庁（以下、EPOと称す）、WIPO他との直接の意見交換にて収集し、アレンジして来た成果でもあると考えている。

しかし、欧、米、各極の団体のみに各庁の情報収集、意見発信を依頼することは当協会と各

地域の特許庁との意思疎通、人的ネットワークが希薄となり、場合によっては空回りの意見発信ともなり、協会の海外活動の実効力が減退することにもなりかねない。このため、最後の訪欧団から2年目に当たる本年度の訪欧団は、人的ネットワークの構築継続、現状の欧州事情の直接的な聴取・意見交換を目的に企画した。折しも今回、欧州ベルギーのブラッセルにて三極ユーザ会議が開催されたため、この会議に引き続いて関係委員会の委員及びそのOBでメンバを構成して訪欧団を実施した。

2. 訪欧団の構成

団長

西尾 信彦 常務理事
富士通株式会社 特許第一部長

団員

永井 隆 特許第1委員会 副委員長
三菱瓦斯化学株式会社 研究技術統括部
知的財産グループ
岡本武蔵リカルド ソフトウエア委員会
委員長代理
新日鉄ソリューションズ
法務・知的財産室
中島 和彦 元ソフトウエア委員会
松下電器産業株式会社 欧州駐在員

* JIPA Delegation to EU '05

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

くことが必要であると考える。

ちなみに、今回のWIPOからの情報は協会の国際第2委員会にフィードバックし、5月に開催のPLT, SCPの会議の協会発信意見に考慮頂いている。

4. 2 EPO

4. 2. 1 出席者

Prof. Dr. Manuel Desantes 欧州特許庁副長官, Mr. Johan Amand, Principal Director, Ms. Francesca Poggio, Trilateral Project Coordinator他 全8名。

4. 2. 2 内容

(1) EPO副長官との意見交換

本会議に副長官が参加できず、それに先立ち30分程、副長官と意見交換を行った。最初にEPO長官不在の謝辞、副長官の本会議欠席の謝辞があり、両者の情報交換、訪問について議論した。その中で、副長官より「日本知的財産協会の活動、意見をJIPAジャーナル、UNICEとの会合、日本知的財産協会の訪欧団等を通じて注目している。三極特許庁で各種の施策を実施しているが、日本特許庁からではなく協会から直接、意見を聞くことは重要と考えている。今後とも、EPOとJIPA間のネットワークについては継続したい。」というコメントがあった。

(2) EPO関係者との意見交換

副長官との意見交換の後、場所を会議室に移動して、会合を行った。EPO側出席者は、欧州の電子システム“epoline”の企画開発審査官、三極審査協力の担当審査官、及びソフトウェアディレクティブにEPOとして関与されている審査官の方々に参加頂いた。

最初に、協会側から4月11日に開催の三極ユーザ会議において当協会から提案した骨子を紹介し、次いで、EPOより以下の電子出願の状



況が紹介され、質疑応答、意見交換という手順で会議を進めた。

1) EPOの電子出願システムへの取り組み

EPOでは電子出願が昨年度は年度全件数に対して20%弱の使用実績が有り毎年その割合は増加傾向にある。出願様式はイメージでの出願である。三極間での出願のデータ様式はWIPOでの規定様式、XML出願データ様式で統一されており、それに準拠しているという旨報告があった。これに対して、協会側より、「テキストベースにする」という提案について意見発信したが、EPOは日本特許庁とも再三検討しているが、欧州顧客が既に20%弱イメージによる出願を使用している関係で両者の調整は難航しているという状況が説明された。また、欧州の電子出願システムがこの春から新バージョンとなり以前より使い易くなったので、実際に使用して現状のシステムの問題を具体的に出してくれば検討しても良いという回答があった。JIPAとしても、現状に固辞するのではなく、各メンバー企業で試行的に新電子出願システムについて利用を図り課題の分析などをして意見発信して行くことが必要であろうと感じた。

2) ソフトウェアディレクティブの動向及びソフト特許の審査について

EPCではビジネス方法そのものやコンピュータプログラムそのものは発明として認められない。一方でEPC下における過去のEPO審決で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は、コンピュータ処理による単なる物理的効果に加え、“更なる技術的効果”を得ることができる技術については発明が認められてきている。このEPOのプラクティスとEUディレクティブとの比較を中心とした説明があった。

EUディレクティブは欧州委員会が作成し幾度かの修正が行われた後、今年3月7日にEU理事会により本ディレクティブが承認され、4月から欧州議会にてセカンド・リーディングが行われる。

クレームのフォーマットについて多少の相違は見られるものの、用語の定義や発明の要件など、ほとんどEUディレクティブとEPOのプラクティスとは同じである。今回のEUディレクティブに基づいてEPCを改訂する必要はないと思われるが、仮に改訂することとなった場合には数ヶ月を要するようである。

なお、先の三極ユーザ会議でのUNICEからの報告によると、欧州議会に於けるセカンド・リーディングは3ヶ月の審議の後全議員の過半数をもって承認となるが、反対派も多く予断は許さない状況である。本誌が発行される頃には何らかの方向性が見えているであろう。

協会側としては、今回のEUディレクティブは、欧州特許制度の影響を強く受けている中国等の特許制度へも大きく影響すると考えられるものであり、引き続き情報交換をお願いした。

3) 三極審査協力に向けた取り組みについて

三極特許庁では、各庁に共通する出願のサーチ・審査負担軽減を目指して、各庁における審査手続書類を他庁が利用できるドシエ・アクセス・システムの構築を図っている。現在、日本版ドシエは、AIPN (Advanced Industrial Property Network)、EPO、USPTO版ドシエは、それぞれepoline Online-File-Inspection、Public-PAIRが稼働している。

EPOは、AIPNをまだ使用していないということであった。AIPNのインターフェースが他

庁と異なり、操作習得に手間が掛かるとの理由であった。現在、EPO、USPTO版ドシエでは、SOAP方式によって、TDA (Trilateral Dossier Access) として、パブリックの情報が見られるようになっている。なお、日本特許庁も現在SOAP方式を開発中である。

JIPAから、ドシエによって米国IDSのユーザ負担軽減を期待する旨を発言した所、これについては、日本特許庁からも要請があり、次の三極特許庁会合で検討する予定であるとの回答であった。技術的には、TDAを使えば、米国の審査官が欧州特許の包袋にアクセス可能であるが、米国の規則改定も必要なので検討事項であるとのことであった。

更に、日本版ドシエでは、日本語から英語への機械翻訳の精度向上が課題である旨を発言した所、EPOとUSPTOで機械翻訳をテスト中であり、日本特許庁にフィードバックをする予定であること、特に、技術用語辞書の改善に貢献ができればよいとの回答があった。日本特許庁の機械翻訳のシステム構築には感謝しており、EPOとしても公用語の機械翻訳（例えば、独仏から英語）を開発中であり、さらに、機械翻訳のプロジェクトの第2段階が今年の10月から始まっており、これが完成すると、インターネット上でどんな特許でも情報が入手できるようになり、日本語から英語に機械翻訳されたものについても、簡便に情報が見られるようになるということであった。また、各庁が第1庁のパリルート出願50件について、第2庁にサーチ履歴情報の提供を行い、その有用性について評価を行うということであった。

最後に、JIPAとしては、ドシエによって早期の権利取得、審査費用の低減、IDSの負担軽減を期待するものであり、また、ユーザ自身としては、機械翻訳しやすい明細書を書くのが努力目標であるとの発言を行い、EPOもこれに賛同の意を表明してくれた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4) その他

日本における実施例追加型国内優先出願の先願により、当初出願のクレームが減縮されるといふ日本の裁判、いわゆる「人工乳首事件」を紹介し、EPOでの状況を質問したところ、EPOは同様の問題は特に気づいておらず、詳細は分析しないと不明であるが、あり得ることだと思ふという回答があった。

5) 所感：EPOの電子出願に関し、現状日本企業は「食わず嫌い」で、或いは、代理人のややもすれば否定的コメントに左右され、或いは、瑕疵ある特許となるリスクを恐れて、EPOの電子出願システムの使用を控えていた企業も多いと考える。確かに日本のようにテキストベースで扱えないという難点はあるが、米国も欧州の“epoline”システムを参考にして電子出願システムを作ることになっているという事情も考慮すれば、当協会の関連委員会において、実際のEPOの電子出願システムの使用形態における不都合、要望等を整理し、建設的で積極的な意見をEPOに発信し、会員企業に還元していくことが必要であると考え。

5. おわりに

隔年で計画される訪欧団であるが、協会の国際活動が三極ユーザ会議にのみ目を取られ、ややもすると、各極の実務上の些細とも取れる手続き事項に関する協会としての関連海外機関への意見発信・意見交換を忘れがちになる所である。今回、EPO及びWIPOを訪問したが、日本特許庁、あるいは三極ユーザ会議のメンバからは聞くことのできない情報も得る事ができた。両機関の参加頂いたメンバからも、メジャーな数の出願を行っている企業の団体である日本知的財産協会との継続した直接の情報交換、意見交換は重要と考えているというコメントも頂いており、当協会の海外活動を意味ある実効的なものにする意味でも隔年の訪欧団は継続すべき

であると考え。

また、こうした訪欧団を意味あるものとする為にも当協会の関係委員会は各極および世界の特許制度、運用について常に問題意識を持ち、研究・検討を行い日本の代表団体としての意味有る意見を定期的、定常的に世界に発信できるようにしたいものである。

更に、今回の訪欧団は人選に苦戦し、最終的には少数精鋭で日本から3名と、現地から元ソフトウェア委員会に所属されていた松下電機産業(株)の欧州駐在員の方に参加して頂き、意見交換に協力頂いた。訪欧米団を企画する際、委員会参加メンバ企業で海外出張が制約されるような状況においては協会メンバ企業の現地知財関係駐在員の方にも参加協力を頂きながら進めることを今後も視野に入れることが有用である。

なお、当初の計画ではソフトウェア特許に関するEUディレクティブがEU議会にて審議されるという情報を得て、EU委員会との情報交換を試みたが、折しも、三極ユーザ会議の翌日に委員会が予定されていたため、残念ながらEU委員会の草案担当委員との会合を実現できなかった。特に、ソフトウェアに関する特許の審査については先行する日本のユーザの立場からソフトウェア自体の不正流通に対する知財保護の重要性の観点からの賛同意見や参考意見を情報交換できなかったことが残念である。しかし、三極ユーザ会議の場でUNICEのメンバから、また会議後にEU委員会の委員から方向性などの情報を得ることが出来、更に、EPOのメンバからも情報を得られ、意見発信こそ出来なかったが情報収集という点では当初の目的は達成できたと考え。

最後に、今回の訪問時期がEPOでは三極特許庁専門家会合やEU委員会が開催される期間であり、また、WIPOではPLT及びSCP開催の直前という忙しい中であつたが、EPOのDesantes副長官と関係方々、及び、WIPOの高

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

木さん、宮本さんには当協会との意見交換に時間を割き、また、貴重なご意見を頂いたことを感謝する。

(原稿受領日 2005年6月14日)

